

No. 1004 (2018. 5. 8)

GPS 捜査をめぐる海外の状況

—ドイツ・イギリス・アメリカ—

はじめに

I ドイツ

- 1 法律の規定と要件
- 2 手続
- 3 司法判断

II イギリス

- 1 法律の規定と要件
- 2 手続
- 3 司法判断

III アメリカ

- 1 法律の規定と要件
- 2 手続
- 3 司法判断

おわりに

- GPS 端末を被疑者の車両等に装着し位置情報を監視する捜査手法について、我が国の最高裁判所は、令状を取得せずに実施する従来の手法は違法であると判断した。本稿では、同様の捜査手法に関する海外の制度を確認する。
- ドイツでは、刑事訴訟法の規律の下で GPS 端末を用いた捜査が行われている。GPS 捜査を実施するに当たっては、短期と長期を区別して異なる要件が設定されており、長期の場合には裁判所の命令が必要となる。
- イギリスでは、GPS 捜査は秘匿捜査の1つとして捜査機関内部の許可によって実施することができる。一方、アメリカでは、裁判所によって、GPS 端末を車両に装着する前に裁判所の令状を取得すべきであるとの判決がなされている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 おざわ はるき 小沢 春希

第1004号

はじめに

最高裁判所は、2017年3月15日の判決で、車両にGPS¹端末を使用者らの承諾なく装着してその位置情報を取得する捜査手法（以下「GPS 捜査」という。）の適法性について判断した²。従来、GPS 捜査は任意捜査として実施されており、2006年には警察庁から各都道府県警察に対し当該捜査の任意性を前提とした「移動追跡装置運用要領」が発出されていた³。これに対し、弁護士会等から、捜査対象者のプライバシーを侵害することがないように要件・手続を法律によって定め、裁判官により発付された令状の下で実施すべきであるとの主張もなされていたところ⁴、当該最高裁判決は、GPS 捜査は令状がなければ行うことができない強制処分に当たるということを明らかにし、このような捜査を今後行うのであれば新たな立法措置が講じられることが望ましいとの見解を示した⁵。これを受けて「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第67号）においては、GPS 端末を用いた捜査を行うための制度の在り方の検討が附則に明記された。

本稿では、我が国のGPS 捜査の在り方を考える際の参考とするため、GPS 技術を捜査活動に利用しているドイツ、イギリス、アメリカのGPS 捜査への対応を概観する。なお、GPS 端末を用いた捜査手法には、車両やバイク等にGPS 端末を装着して位置情報を取得する「装着型」の捜査と、携帯電話やカーナビゲーションシステム等に内蔵されたGPS 機能を用いる「内蔵型」の捜査が想定できるが、本稿では2017年3月15日最高裁判決が扱った装着型のGPS 捜査を対象とする⁶。

I ドイツ

ドイツにおいては、GPS 捜査のような監視機器を使用し被疑者の行動を監視する捜査は、ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. 以下「基本法」とい

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月1日である。

¹ GPS (Global Positioning System) は、アメリカ合衆国によって航空機・船舶等の航法支援用として開発された衛星測位システムであり、4個以上のGPS 衛星からの距離を同時に知ることにより位置等を決定する（「GNSS とは」国土地理院 HP <http://terras.gsi.go.jp/geo_info/GNSS.html>）。

² 最高裁判所大法廷判決平成29年3月15日 刑集71巻3号13頁

³ 警察庁「移動追跡装置運用要領の制定について」（平成18年6月30日警察庁丁刑企発第184号）

⁴ 「GPS 捜査 全国で運用 警察庁が要領通達 監視対象車に設置 令状なし、プライバシー懸念」『東京新聞』2014.12.30; 日本弁護士連合会「GPS 移動追跡装置を用いた位置情報探索捜査に関する意見書」2017.1.19. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170119_03.pdf> など。

⁵ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第1項ただし書は「強制的処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない」と規定している。また、本判決において最高裁判所は、GPS 捜査によって侵害され得る「私的領域に侵入されることのない権利」は令状主義の原則を定める日本国憲法第35条の保障対象に含まれると判示した。

⁶ 我が国において、内蔵型GPS 捜査に関しては「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年4月18日総務省告示第152号）に定めが置かれている。

う。) ⁷上保障される一般的人格権 (Allgemeine Persönlichkeitsrecht) ⁸に対する制約を伴うため、強制処分 (Zwangsmassnahme) に当たるとされる⁹。検察官及び警察¹⁰は、ドイツ刑事訴訟法典 (Strafprozeßordnung (BGBl. I S. 1074, 1319)) 第 161 条及び第 163 条¹¹により、事案を解明するために比較的重大ではない権利の侵害を伴う処分を実施することが認められているが、強制処分を実施する場合には法律上の根拠を必要とする¹²。GPS 捜査を実施するための法律上の根拠は、第 100h 条第 1 項第 2 号¹³に定められた「監視を目的とするその他の技術的手段 (sonstige besondere für Observationszwecke bestimmte technischer Mittel)」¹⁴であると解されている¹⁵。

1 法律の規定と要件

処分の存在を対象者に知られることなく行われる監視捜査について、ドイツの刑事訴訟法典では、①技術的手段を用いた監視捜査 (第 100h 条) と、②長期間の監視捜査 (第 163f 条) ¹⁶に分けて規定している。

(1) 技術的手段を用いた監視捜査としての GPS 捜査

ドイツにおいて GPS 捜査は、その期間にかかわらず、第 100h 条で定める要件を満たす必要がある。同条第 1 項は、「事案の解明又は被疑者の居所の探知が他の方法では達成する見込みが薄いか、又は困難であるとき」(いわゆる「補充性の要件」)には、対象者に知られることなく、家屋の外で写真撮影 (同項第 1 号) と「監視を目的とするその他の技術的手段」を使用すること (同項第 2 号) ができると規定している。GPS 技術は同項第 2 号の技術的手段に該当するとされる。また、同号の手段の使用は「捜査の対象が重大な犯罪であるときに限り、許される」と要件が加重されている。

ただし、ここにいう「重大な犯罪」は具体的に列挙されているわけではなく、軽微な犯罪行

⁷ ドイツの憲法に当たる法律。1949 年に西ドイツで制定され、東西統一までの暫定的憲法という意味で「基本法」の名称が用いられたが、1990 年の統一後も憲法の役割を果たしている (初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 4 版』三省堂, 2017, pp.165-166)。

⁸ 氏名権、著作権、肖像権、プライバシーの権利など個々の人格権が流出する源である権利であり、その侵害は不法行為になる (山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.20)。

⁹ Jürgen Wolter, *SK-StPO: systematischer Kommentar zur Strafprozessordnung mit GVG und EMRK*, Köln: Heymann, 2010, p.298.

¹⁰ ドイツにおいて警察は、検察官の指揮を受けて捜査を行う (捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」2011.4, p.15. 法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/000076312.pdf>>)。

¹¹ 以下、第 I 章において単に条項のみを記すときは、ドイツ刑事訴訟法典のものを指す。

¹² 金尚均ほか『ドイツ刑事法入門』法律文化社, 2015, p.162.

¹³ この規定は、組織犯罪対策法 (Gesetz zur Bekämpfung der Organisierten Kriminalität vom 4. Mai 1998, BGBl. I S. 845) によって第 100c 条として盛り込まれたが、その後の室内傍受を認める 2005 年の法改正 (Gesetz zur Umsetzung des Urteils des BVerfG vom 3. März 2004 vom 24. Juni 2005, BGBl. I S. 1841) によって第 100f 条に、次いで、2007 年の法改正 (Gesetz zur Neuregelung der Telekommunikationsüberwachung und anderer verdeckter Ermittlungsmaßnahmen sowie zur Umsetzung der Richtlinie 2006/24/EG vom 21. Dez. 2007, BGBl. I S. 3198) によって、第 100h 条へと繰り下げられた。

¹⁴ ドイツ刑事訴訟法典の邦訳は、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑事訴訟法典』法曹会, 2001 を参考にした。

¹⁵ 連邦通常裁判所判決 (BGHSt 46, 266) (本章 3 参照)。

¹⁶ 1999 年の刑事訴訟法典改正法 (Strafverfahrensänderungsgesetz 1999, BGBl. I S. 1253) により創設。当初は検察官の命令による実施も可能とされていたが、2007 年の法改正 (前掲注(13)参照) で裁判官の命令を要するものと改められた。

為は除外されるが¹⁷、それ以外の犯罪はこの規定の対象となり得ると考えるのが通説である¹⁸。また、被疑者以外の第三者に対してこのような捜査を実施する場合には、被疑者を対象とする場合と比べて厳格な要件が設定されている（第 100h 条第 2 項）¹⁹。

(2) 長期間の監視捜査となる場合

長期の監視（第 163f 条第 1 項で、24 時間を超えて継続する監視、あるいは 2 日以上 of 監視をいうとされている。）を行う場合には、監視機器の使用の有無にかかわらず、第 163f 条の要件を満たす必要があり、この場合には裁判官の命令が必要となる。同条第 1 項では、重大な犯罪が行われたことについて十分な事実上の根拠があるときは長期にわたる計画的な監視を実施することができるとした上で、長期の監視は「その他の方法によっては、事案を解明し、又は被疑者の居所を探知することによって、成功する見通しが相当に乏しい、又は実質的に困難である場合にのみ命じられる」との要件を定めている²⁰。長期の監視についても、第三者を対象とする場合には更に要件が厳格となる（同条第 1 項後段）²¹。

以上のように、第 163f 条による長期の監視は、捜査の対象を重大な犯罪に限定する点で第 100h 条第 1 項第 2 号の規定と共通するが、その犯罪について十分な事実上の根拠があることが要求される点で、補充性の要件が加重されている²²。なお、第 163f 条第 3 項は、第 100b 条第 1 項第 4 文及び第 5 文を準用すると定めており、これにより裁判官が命令する監視期間は 3 か月以内に限られるが、期間の更新は、命令の根拠となる要件が維持される限りで認められる。

2 手続

第 100h 条第 1 項第 2 号に基づく技術的手段を使用した監視捜査は、同項の要件を満たしているときには、裁判官の命令を必要とせず、捜査機関限りの判断で実施することができる。ただし、長期の監視として行う場合には、第 163f 条第 3 項に基づいて、裁判官による書面の命令を得る必要がある。なお、緊急の場合には検察官などの命令によって行うことが可能である²³。

また、GPS 捜査によって情報を得た場合には、第 101 条及び第 477 条第 2 項の適用を受ける。第 101 条は秘匿捜査手法の手続に関する規定であり、GPS 捜査で得られた情報については、次の規定が置かれている。まず、捜査で得られた資料は検察官が保管し、同条第 5 項の通知の条

¹⁷ 少なくとも「中程度の犯罪 (mittleren Kriminalität)」行為といえる必要があり、事案ごとに判断される (Bertram Schmitt, "Einsatz weiterer technischer Mittel," Lutz Meyer-Gossner und Bertram Schmitt, *Strafprozessordnung: Gerichtsverfassungsgesetz, Nebengesetze und ergänzende Bestimmungen*, 58. Aufl, München: Verlag C.H. Beck, 2015, pp.427-428)。「重大な犯罪」要件は、5 年の自由刑以上を伴う犯罪の場合には常に成立する (杉原周治「ドイツにおける秘密保護法制と報道関係者の憲法上の権利 (2・完)」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』16 号, 2015, pp.199-200)。

¹⁸ 斎藤司「GPS 監視と法律による規律—ドイツ法のアプローチ—」『刑事弁護』89 号, 2017.春季, p.110.

¹⁹ 第三者に対する GPS 捜査は、特定の事実に基づいて、その者が被疑者と関係を有すること又はその実施が事案の解明若しくは被疑者の居所の探知につながり、かつその達成が他の方法によっては見込みがないか又は実質的に困難であることが認められるときに限り、実施できると規定されている。

²⁰ 邦訳は、斎藤 前掲注(18), p.113 を参考にした。

²¹ 第三者に対する長期の監視は、対象者が被疑者との間に特定の関係性がある場合であって、当該長期の監視が事案の解明若しくは被疑者の居所の探知につながり、かつ、それがその他の方法によっては成功する見通しが相当に乏しい、又は著しく困難である場合に限り許されると定められている。

²² 池田 池田「法的根拠を要する捜査手法—ドイツ法との比較を中心に—」『刑法雑誌』55(3), 2016.5, pp.416-417.

²³ ただし、検察官又はその補助官による命令は、平日 3 日以内に裁判官によって追認されない場合にはその効力を失う (第 163f 条第 3 項)。

件が満たされた場合には記録に編綴される（第 101 条第 2 項）。そして、収集された個人情報には、識別符号が付与される（同条第 3 項）。また、捜査の目的、個人の生命、身体、自由及び重要な財産を脅かすおそれが無くなったときには、直ちに、GPS 捜査を実施したことを対象者及び関係者へ通知しなければならない（同条第 4 項第 7 号及び第 5 項）、6 か月以内に通知を行わない場合には裁判所の承認を受けなければならない（同条第 6 項）。通知を受けた GPS 捜査の対象者は不服を申し立てることができ（同条第 7 項）、収集された個人情報は、起訴又は審理のための必要が無くなったときには、直ちに消去されなければならない（同条第 8 項）。

第 477 条第 2 項は、獲得した情報の他目的への転用について定めた規定である。同項の規定は、第 100h 条のように対象が限定されている手法によって取得された個人情報を他事件の手続において利用する場合について限定をかけるものであるが、その限定は、使用の目的が「他の刑事手続における立証」である場合とされているため、他事件の捜査の端緒としてや、被疑者の居所の探知を目的として情報を利用することは許容されると考えられている²⁴。

3 司法判断

反帝国主義細胞（AIZ）²⁵に所属する被告人の共犯者所有の車両に GPS 端末を取り付け、1995 年 12 月から約 3 か月間、装着した GPS 端末を利用した監視を行い、GPS 捜査の適法性が問題とされた事件において、GPS 端末を使用した証拠収集についての司法判断がなされた。

この事件について、連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof）2001 年 1 月 24 日判決²⁶は、GPS 端末を用いた証拠収集について、①第 100c 条第 1 項第 1 号 b（現在の第 100h 条第 1 項第 2 号）に定められた「その他の技術的手段」に根拠があること、②GPS 端末を用いた捜査は住居の不可侵の原則を侵害しないこと、③基本法第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項で保障される私的領域の不可侵の原則及び情報をコントロールする権利を侵害しないこと、④テロリズムや組織犯罪といった重大な犯罪において共謀を認定するために新しい技術を用いる必要があることを理由として、合憲・適法であるとした²⁷。また、当該判決を受けて、被告人が異議を申し立てた連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）においては、①規定の明確性（「技術的手段」が GPS という新しい技術を包摂すると解釈できるか²⁸）と、②複数の監視装置を同時に使うことの合憲性が争われたが、連邦憲法裁判所 2005 年 4 月 12 日判決²⁹は、①について明確性を肯定し³⁰、②については、刑事訴訟法典には包括的監視に至る危険を回避する規定が備わっていると述べて合憲性を認めた³¹。その後、この事件は欧州人権裁判所へと提訴されたが、2010 年 9 月 2 日判

²⁴ Meyer-Gossner und Schmitt, *op.cit.*(17), p.1789. 他の事件の捜査の端緒や、被疑者の居所の探知を目的として情報を転用することは連邦憲法裁判所 2005 年 6 月 29 日判決（BVerfG NJW 2005, 2766）でも肯定されている（池田前掲注(22), p.420）。

²⁵ ドイツの左派武装組織である Antimperialistische Zelle の略称。

²⁶ BGHSt 46, 266.

²⁷ 滝沢誠「GPS を用いた被疑者の所在場所の検索について」川端博ほか編『立石二六先生古稀祝賀論文集』成文堂、2010, pp.733-752.

²⁸ 川又伸彦「ドイツ憲法判例研究（137）GPS を利用した監視によって得られた認識を証拠として用いることの合憲性（2005.4.12 ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷判決）」『自治研究』82(6), 2006.6, p.151.

²⁹ BVerfGE 112, 304.

³⁰ 第 100 条 c 第 1 項第 1 号 b の文言は、視覚的な監視及び聴覚的な監視から区別される、位置測定と居所探知に向けた技術的手段を意味するといえ、GPS 端末を用いた監視がこれに該当すると判断できるとした。

³¹ 連邦憲法裁判所は、捜査が被疑者の包括的なプロフィールを形成するような「包括的監視ないし全体的監視」となることは基本法上禁止されていることを確認した（川又 前掲注(28), p.152）。

決³²により、GPS による監視は私生活尊重の権利を侵害し得るが、国内裁判所が比例原則³³に基づき審査を行っていることから監視の濫用への十分な保護措置が施されており、私生活侵害の違反はないという判断が示された³⁴。

II イギリス

法務省の調査によれば、イギリスにおいては、会話傍受、通信傍受、GPS 端末による位置探索、情報提供者や秘密捜査官等の秘匿人的情報源の利用といった秘密裏の情報・証拠収集が広く行われており、これらが有力な捜査手法として活用されている³⁵。このような捜査を規律する主な法律の 1 つに、「2000 年調査権限規制法」(Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c.23). 以下「RIPA」という。) ³⁶がある。

1 法律の規定と要件

イギリスでは、相手に気づかれないままに行う捜査を秘匿捜査 (covert investigation) とし、RIPA の第 2 部で監視行為について規定している。RIPA は監視行為を、住居又は私用車両内において行われる「立入り監視 (intrusive surveillance)」と、このような侵入的要素を伴わない「指示監視 (directed surveillance)」に大別し、それぞれ実施に係る要件を定めている³⁷。

(1) GPS 捜査の性質

RIPA 第 26 条第 2 項では、監視捜査が、内密のものであるが立入り監視でないとき³⁸、①特定の捜査 (investigation) 又は業務 (operation) の目的があること、②個人の私的な情報を取得することになるおそれがある方法で行われること、③当該監視を行うために、RIPA に基づく許可を求めることが、その性質上合理的には可能でないような事件や状況への即時対応による以外の方法で行われること、の 3 つの要件を満たす場合に、指示監視に当たるとされている。位置情報のみを取得する、GPS 端末を用いた車両の位置探索は、同条第 4 項の定めにより立入り監視に含まれないため³⁹、GPS 捜査は同条第 2 項の要件を満たすときは、指示監視に含まれる。

³² Uzun v. Germany, ECtHR No.35623/05, 2 September 2010.

³³ 目的と手段の均衡を要求する法原則 (高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 5 版』有斐閣, 2016, p.1118)。

³⁴ 消費者庁「個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査報告書」2014.3.28. <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_report_260328caa.pdf>

³⁵ 法務省「取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書」2011.8, pp.34-55. <<http://www.moj.go.jp/content/000079392.pdf>>

³⁶ RIPA について邦訳は、横山潔「イギリス「調査権限規制法」の成立—情報機関等による通信傍受・通信データの取得等の規制—」『外国の立法』No.214, 2002.11, pp.47-129. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000526_po_21402.pdf?contentNo=1> を参考にした。

³⁷ なお、監視行為コミッショナー事務所 (Office of Surveillance Commissioners) の年次報告書によれば、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までに警察を含む法執行機関において許可された指示監視の件数は 6,237 件、立入り監視の件数は 237 件である (Office of Surveillance Commissioners, *Office of Surveillance Commissioners annual report 2016*, 2017.12.20. GOV.UK HP <<https://www.gov.uk/government/publications/office-of-surveillance-commissioners-annual-report-2016>>)。

³⁸ RIPA 第 26 条第 3 項で、監視の態様が、①居住用敷地上又は私用車両内で起こることに于行われ、かつ、②当該敷地上若しくは当該車両内に人が現在することにかかわるか、又は監視装置によって行われる内密の監視である場合にのみ監視は立入りの監視であるとすると定められている。

³⁹ RIPA 第 26 条第 4 項は「本章の適用上、次の各号の一に該当する範囲までは、当該監視は、立入りの監視とし、同項(a)において「監視が、主として、車両の位置に関する情報を提供するために設計又は改良された監視装

(2) 指示監視の許可要件

指示監視を行うための許可については、RIPA 第 28 条に規定されており、内部による監督が要求されている⁴⁰。同条第 2 項は、許可を付与するための要件として、後述の同条第 3 項に該当する理由により「当該許可が必要であること」（第 2 項(a)）と「許可された監視が当該監視を行うことによって達成することが求められる事項に見合っていること」（第 2 項(b)）両方を満たしていると判断されることが必要であると定めている。すなわち、指示監視の許可要件は、必要性と比例原則で構成されているといえる⁴¹。

同条第 3 項は、指示監視を実施できる要件として、①国家の安全のため、②犯罪を予防若しくは捜査するため、又は秩序を維持するため、③連合王国の経済的繁栄のため、④公共の安全のため、⑤公衆衛生を保護するため、⑥租税、関税等を調査又は徴収するため、⑦国務大臣の命令により定められた上記の項目以外の特定の目的のため、の 7 項目を列挙している⁴²。捜査の許可に当たっては、その必要性は、この 7 項目に照らして当該捜査を実施する理由があるかどうかで判断されることとなる。

2 手続

(1) 授権手続

指示監視の許可権者は RIPA 第 30 条及び附則 2 で定められており、警察機関においては、警視 (superintendent) 以上の官職、階級にある者である。ただし、緊急の場合には警部補 (inspector) でも許可することができる⁴³。また、実務規範 (Code of Practice)⁴⁴では、指示監視の許可を求める捜査官が申請書に記入すべき内容が定められている⁴⁵。

申請を受けた許可権者は、許可要件を満たしていると認めることができれば、書面で許可を付与する。ただし、緊急の場合には口頭で行うことができる (RIPA 第 43 条第 1 項)。許可が有効である期間は、書面による場合は 3 か月、口頭による場合は 72 時間である (同条第 3 項)。許可は更新することができ、更新回数に制限は定められていない (同条第 1 項)。

備のみによって行われる範囲」と定めている。

⁴⁰ 漆畑貴久「英国 2000 年捜査権限規制法」『比較法雑誌』41(4), 2008.4, pp.168-169.

⁴¹ 丸橋昌太郎「行動監視捜査の規制—イギリスにおける秘匿捜査法の分析を通じて—」『信州大学法学論集』(22), 2013.9, pp.10-11.

⁴² なお、立入り監視を実施できる根拠は、①国家の安全のため、②重大な犯罪を予防又は捜査するため、③連合王国の経済的繁栄のため、に限られる (RIPA 第 32 条第 3 項)。

⁴³ 機関ごとの許可権者について、詳細は The Regulation of Investigatory Powers (Directed Surveillance and Covert Human Intelligence Sources) Order 2010 (2010 No.521)に記載されている。また、警部補による許可は、更新がなされなければ、72 時間で効力を失う (RIPA 第 43 条第 3 項)。なお、イギリスの警察の階級は、ロンドン警視庁 (Metropolitan Police Force) の場合で、下から、constable (巡査)、sergeant (巡査部長)、inspector (警部補)、chief inspector (警部)、superintendent (警視)、chief superintendent (警視正)、commander (警視長)、deputy assistant commissioner (副警視監)、assistant commissioner (警視監)、deputy commissioner (警視副総監)、Commissioner of Police of the Metropolis (警視総監) となっている (小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.841)。

⁴⁴ Home Office, *Covert surveillance and property interference: code of practice*, London: The Stationery Office, 2014. 12, pp.49-50. 実務規範は、RIPA 第 71 条及び第 72 条の規定に基づき、内務大臣が発付する。

⁴⁵ 記入すべき事項は、①特定の事件に授権が必要な理由及び RIPA 第 28 条第 3 項上の根拠、②監視方法の性質、③判明しているならば監視対象者の身元、④諜報事案の場合には、概要と当てはまる特定の照会先、⑤監視の結果として入手しようとする情報の説明、⑥発生し得る二次的侵害の詳細と、その侵害が正当化される理由、⑦監視の結果として入手し得る全ての秘匿情報の詳細、⑧監視がその目的に比例していると判断する理由、⑨監視のために必要な許可の水準、⑩授権の可否及びその判断日時に関する経過の記録、の 10 項目である。

(2) RIPA の規定に従わずに行った監視行為

RIPA 第 27 条は、第 1 項において、RIPA が定める許可に基づいて行った行為は、「全ての規定の適用上合法とする」と定め、同項の規定による合法的な行為に付随する行為については、第 2 項で「民事責任に服さないものとする」と規定している。

一方で、RIPA 第 80 条は、RIPA に従わない場合でも直ちに違法とはならないことを定めている。このことから、一般に同条は、RIPA の仕組みを任意規定とするものと解されており、これについて信州大学の丸橋昌太郎准教授は、RIPA の保護が受けられない場合には、適法性の担保がないため、捜査官に対する民事訴訟等のリスクが発生することから、RIPA の存在意義は、RIPA に従っていれば適法になるという点にあると述べている⁴⁶。

3 司法判断

RIPA 第 80 条については、学説の中には RIPA が新しい仕組みを創設したものとはいえないといった指摘をするものもあるが⁴⁷、実務規範では、RIPA は欧州人権条約 (European Convention on Human Rights) 第 8 条によって保障される私的生活の尊重の権利⁴⁸を制約する監視を行うための法的枠組みを提供する仕組みであると位置付けている⁴⁹。

GPS 捜査についての裁判ではないが、RIPA に規定された監視捜査であるにもかかわらず、授權を得ずに実施されたことについて争われた裁判として、R (NTL Group Ltd) v. Crown Court at Ipswich⁵⁰がある。この事案では、捜査機関が被疑者の E メールを取得する際に「1984 年警察及び刑事証拠法」 (Police and Criminal Evidence Act 1984 (c.60)) を根拠法としていたが、RIPA 以外の法律を根拠として監視捜査を実施したことは、犯罪を構成しないと判示された。このように他の明確な法的根拠がある場合には、必ずしも RIPA の許可を得る必要はない。

III アメリカ

アメリカ合衆国憲法修正第 4 条 (U.S. Constitution, Fourth Amendment (1791). 以下「第 4 修正」という。) は、不合理な捜索・押収・抑留の禁止と令状の発付について定めている⁵¹。アメリカでは、後述の Jones 判決で、捜査のために GPS 端末を車両に装着することは第 4 修正の「捜索」に該当するとされた。この判決は、GPS 端末を車両に装着することが第 4 修正に抵触

⁴⁶ 丸橋昌太郎「秘匿捜査の規律の構造について—適法捜査担保型理論の提唱—」『刑法雑誌』56(2), 2017.4, p.190.

⁴⁷ Simon McKay, *Covert policing Law and Practice*, Oxford: Oxford University Press, 2011, p.140, 丸橋 前掲注(41), p.21 に引用

⁴⁸ 欧州人権条約第 8 条は、第 1 項で「全ての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する。」と規定し、第 2 項で法律によらずに公の機関がこの権利に干渉することを禁止している。

⁴⁹ Home Office, *op.cit.*(44), p.8.

⁵⁰ R (NTL Group Ltd) v. Crown Court at Ipswich 2002 3 WLR 1173. この事件では、警察は電気通信会社に対して、捜査の目的で、1984 年警察及び刑事証拠法第 9 条及び附則 1 に基づき Eメールの提供を要請し、裁判所の決定を得た。これに対して、電気通信会社は、Eメールを取得するためには RIPA の定めの下で通信傍受を実施しなければならないと主張し、司法審査を申請した。

⁵¹ 「国民が、不合理な捜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、捜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。」
(「アメリカ合衆国憲法に追加されまたはこれを修正する条項」アメリカンセンター JAPAN HP <<https://american-centerjapan.com/aboutusa/laws/2569/>>)

すると述べたに留まり、GPS 捜査を令状なしで実施することが不相当であるかどうかについてまでは判断しなかったが⁵²、この判決を受けて、連邦議会には GPS 機能を利用した位置情報の取得を規制する法案が複数提出されている⁵³。アメリカ政府が運営する GPS.gov⁵⁴によると、いくつかの州では位置情報に関するプライバシーの明確な保護が法律で規定されているが、連邦法は、2018 年 3 月時点では、上述の法案を含め立法に至っていない。GPS 捜査については各州でも立法が進められているところではあるが、本章では連邦法を中心に確認していくこととする⁵⁵。

1 法律の規定と要件

アメリカでは、2005 年に連邦刑事訴訟規則 (Federal Rules of Criminal Procedure) に GPS 端末を含めた追跡監視装置の装着を令状に基づいて実施することを許容する条項を追加するための改正がなされ、2006 年 12 月 1 日に施行された。これにより同規則第 41 条(b)(4)に「当該管轄において正当な職権を有する治安判事 (magistrate judge) ⁵⁶は、追跡装置 (tracking device) を当該管轄において装着するための令状を発付する権限を持つ。本令状は、当該管轄内及び管轄外で、あるいはその双方で、移動している個人あるいは財物の移動を追跡するための装置の使用を許可することができる⁵⁷との規定が置かれた。ただし、この規定は裁判官に令状の発付権限を与えているが、捜査機関に令状請求を義務付けるものではないとされる⁵⁸。

2 手続

捜査機関が GPS 捜査を行うに当たって請求する令状は、次のような規定に従って発付される。まず、令状記載事項として、連邦刑事訴訟規則第 41 条(e)(2)(C)では、①追跡対象となる人物及び財物の特定、②追跡実施後に報告する治安判事名、③追跡装置を使用することができる合理的な期間 (令状が発付された日から 45 日以内。ただし、裁判所は正当な理由に基づいて 45 日を超えない範囲で延長することができる。) が定められている。また、同条(e)(2)(C)では、令状は捜査官に①令状発付から 10 日以内の指定された時期に追跡装置の装着を行うこと、②正当な理由によって明示的に裁判官が許可した場合を除き、設置は昼間⁵⁹に行うこと、③指定された裁判官に令状を返却すること、を命じるものでなければならないと定めている。

捜査終了後の事後手続について、同条(f)(2)(C)は、追跡装置使用の令状を執行した捜査官はそ

⁵² Thomson Reuters, *Guide to homeland security*, 2017 edition, Minnesota: Thomson Reuters, 2017, p.205.

⁵³ 提出された法案の 1 つである Geolocation Privacy and Surveillance Act (GPS Act, H.R.3470, 115th Congress (2017-2018))では、原則として位置情報を意図的に取得・利用すること等を禁止した上で、位置情報を取得可能とするための例外を設けている。

⁵⁴ GPS.gov HP <<https://www.gps.gov/>>

⁵⁵ 各州の立法状況について述べたものとして、指宿信「アメリカにおける GPS 利用捜査と事前規制」『刑事弁護』85号, 2016.春季, p.93 など。

⁵⁶ 民事・刑事の予備手続、及び民事裁判あるいは軽罪についての刑事裁判をも担当し得る連邦の裁判官 (小山 前掲注(43), p.1165)。

⁵⁷ 邦訳は、指宿信「ハイテク機器を利用した追跡監視型捜査」三井誠ほか編『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻』成文堂, 2007, pp.177-179 を参考にした。

⁵⁸ 眞島知子「海外法律事情 アメリカ刑事法の調査研究 (135) United States v. Jones 565 U.S. 132 S. Ct. 945 (2012)」『比較法雑誌』47(1), 2013.6, p.236.

⁵⁹ 連邦刑事訴訟規則第 41 条(a)(2)(B)で「昼間 (Daytime)」とは、現地時間で午前 6 時から午後 10 時の間をいうと定義されている。

の使用が終了してから 10 日以内に追跡の対象者又は対象物の持ち主に当該令状のコピーを交付しなければならないとしている。ただし、治安判事は政府からの要請に基づき、対象者への告知を遅らせることができる（同条(f)(3)）⁶⁰。

3 司法判断

2012 年 1 月の Jones 判決⁶¹において、連邦最高裁判所（Supreme Court of the United States）は、GPS 端末を使用した被疑者車両の追尾は第 4 修正違反であると判示した。それ以前にも、下級裁判所において GPS 端末を用いた法執行機関の捜査について多くの判決がなされていたが、Jones 判決以降、「装着型」の監視の事案ではこの判決が引用されるようになった⁶²。

(1) Jones 判決

Jones 判決の事案では、当時 GPS 捜査について定めなかったメリーランド州において、捜査機関が薬物密売の被疑者車両の外側底部に GPS 端末を取り付け、28 日間にわたり追尾し、それにより得た証拠を採用することが第 4 修正に違反するか否かが争われた。捜査機関は、被疑者の妻名義の本件車両に対して 10 日間にわたり電子追跡装置の取付けを認める令状の発付を連邦裁判所から受けていたが、令状失効後も公道上での監視を継続していた。

この事案について連邦最高裁判所は法廷意見で、自動車は第 4 修正にいう「所持品」に当たり、情報を取得する目的で対象車両に GPS 端末を取り付けて移動を監視する行為は私的財産を物理的に占有しており、設置の際の物理的な侵入を伴っている以上「搜索」に当たるとの見解を示し、第 4 修正に違反するとした。サミュエル・アリート（Samuel Alito）裁判官は、補足意見として、GPS 端末による長期の情報集積がある場合にはより権利制約性が大きく、プライバシーの期待に反するため、令状が必要になるという見解⁶³を示し、4 週間にわたる監視である点から「搜索」に当たると主張した⁶⁴。また、ソニア・ソトマイヨール（Sonia Sotomayor）裁判官

⁶⁰ これらの制度設計について、一橋大学の緑大輔准教授は、①監視期間を設けることで情報取得の総量ないし上限を設定する点と、②追跡の実施を告知することによって補充性を実質的に担保する点（監視対象者が告知をされれば、自らが捜査対象であることを認識することになるため、捜査機関としては追跡装置による監視は捜査の最終段階で行わざるを得なくなるということ）で、情報取得時の規制を実現しているという評価はできる、と述べている（緑大輔「監視型捜査と被制約利益—ジョーンズ判決を手がかりとして—」『刑法雑誌』55(3), 2016.5, pp.404-405）。

⁶¹ United States v. Jones, 565 U.S. 400 (2012)

⁶² 尾崎愛美「位置情報の取得を通じた監視行為の刑事訴訟法上の適法性—United States v. Jones 判決と以降の裁判例を契機として—」『法学政治学論究—法律・政治・社会—』104号, 2015.春季, p.269.

⁶³ この見解が立脚しているのは「モザイク理論」と呼ばれる考え方で、断片化された情報をモザイクのようにつなぎ合わせることで、監視対象者の交友関係・思想・信条・嗜好等までも知り得るという見方である（同上, p.259）。緑大輔准教授は、アリート裁判官の補足意見は理論的には汎用性が高く広い射程を有し得るとしながらも、アリート裁判官が採用するような形でのモザイク理論の問題点として、①どのような行為によってどこまで情報を集積すれば「搜索」に至るのか、明確な基準が捜査機関に示されないこと、②捜査機関にとって搜索該当性が不明確であるため、違法収集証拠排除法則を適用しようにも善意例外が適用されてしまう可能性が生じること、③制度的な観点から見て、このような「プライバシーの期待」基準は場当たりの事案解決に終始し、法的安定性に欠くこと、を挙げている（「最近の判例 United States v. Jones, 132 S. Ct. 945 (2012)—GPS 監視装置による自動車の追跡の合憲性—」『アメリカ法』2013(2), 2014.6, p.361）。なお、善意例外（good-faith exception）とは、捜査員が令状の有効性について合理的に信頼して行動していたのであれば、その証拠収集は許されるという、違法収集証拠排除法則の例外である（小山 前掲注(43), p.479）。

⁶⁴ 法廷意見の見解に立てば、仮に短期間の使用であっても、設置という物理的侵入が先行する限り、第 4 修正に抵触する（松代剛枝「GPS 及び携帯電話による位置情報取得捜査」井田良ほか編集委員『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 下巻』成文堂, 2016, p.49）。

の補足意見では、GPS 捜査はその特有の性質⁶⁵ゆえに監視期間が長期か短期かを問わず「捜索」に当たるとの見解が示されている。

Jones 判決の射程について、桃山学院大学の久保正人教授は、「Jones 判決において明らかになったのは、GPS 装置を「装着」し、それを使用して「追跡・監視（情報収集）」する法執行行為が、第 4 修正の「捜索」に該当するという点であり、その点が Jones 判決の「守備範囲」と評価することができる。」と考察している⁶⁶。

(2) Katzin 判決

Jones 判決に見られるような GPS 端末の装着と使用による監視捜査が、第 4 修正にいう「相当な理由 (probable cause)」⁶⁷に基づく令状を要するか否かについては、第 3 巡回区連邦控訴裁判所の Katzin 判決⁶⁸で判断が示されている。この事案では、捜査機関が、令状を取得することなく連続薬局強盗事件の被疑者の車両に GPS 端末を取り付け、公道上で GPS 位置情報の監視を行うことにより得られた証拠の証拠能力が争われた。裁判所は、GPS 端末を用いた車両追跡の実施には令状を要すると判示した。政府はこの裁判で、GPS 捜査の実施には「合理的な嫌疑 (reasonable suspicion)」⁶⁹があれば足り、又は「自動車の例外 (automobile exception)」⁷⁰が適用され得ると主張したが、裁判所は、GPS 捜査にはそのような第 4 修正の令状取得の例外は当てはまらないとの見解を示した⁷¹。ただし、本件 GPS 捜査については、2012 年の Jones 判決以前に行われたものであることを理由に令状なしで収集された証拠の証拠能力を認めた。

おわりに

本稿で概観した 3 国以外でも、フランスやオーストラリアで、犯罪捜査における GPS 技術の濫用を防ぐための立法がなされた例を見ることができる。フランスでは、捜査等でのジオロケーション⁷²の濫用が欧州人権条約第 8 条の私生活の尊重の権利を侵害するおそれがあるとの破

⁶⁵ ソトマイヨール裁判官の補足意見では、GPS 監視はその人の家族・政治・職業・宗教・性的な関係に関わる詳細な事実を示すことになる公共の場での移動を、精密かつ包括的に記録し、また伝統的な監視技術と比較して安価であり、かつ秘密裡に行われるため濫用に対する歯止めが効きにくいという性質を持ち、結社の自由・表現の自由を委縮させることにもつながると述べられている。

⁶⁶ 久保正人「新しい捜査方法の適法性について」『桃山法学』25号, 2015.10, p.36.

⁶⁷ 「相当な理由」が認められるためには、法執行官（警察官、保安官等）は、通常人 (a reasonable person) として捜索により犯罪に関連する証拠が発見されるであろうということについて合理的に信じる妥当な根拠をもっていなければならない（ジョシュア・ドレスラー、アラン・C・ミカエル（指宿信監訳）『アメリカ捜査法』レクシスネクシス・ジャパン, 2014, p.168. (原書名: Joshua Dressler and Alan C. Michaels, *Understanding Criminal Procedure*, volume 1: Investigation, 4th edition, 2006.))。

⁶⁸ *United States v. Katzin*, No. 12-2548 (3d Cir. 2013) <<http://www2.ca3.uscourts.gov/opinarch/122548p1.pdf>>

⁶⁹ 「相当な理由」より緩やかな基準であるが、具体的に説明可能な嫌疑がなければならないとされる（鈴木義男「刑事訴訟法 挙動不審者停止の要件としての合理的な嫌疑」廣瀬健二・多田辰也編『田宮裕博士追悼論集 上巻』信山社, 2001, p.4)。

⁷⁰ 適法に停車させた自動車内の捜索では無令状の捜索が許容されるという判例法理である（ドレスラー、ミカエル前掲注(67), pp.297-329)。

⁷¹ 裁判所は、「特別の必要性 (special needs)」がある状況やプライバシーの合理的期待が低減する状況、いわゆる「停止と捜検 (stop and frisk)」に当たる状況では、「合理的な嫌疑」に基づく捜索が認められると述べた。

⁷² GPS 等の人や物の位置情報を測定する技術をいう（服部有希「短信【フランス】捜査及び予審におけるジオロケーションの利用の厳格化」『外国の立法』No.260-2, 2014.8, p.26. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716588_po_02600212.pdf?contentNo=1>)。

毀院による判決⁷³を受けて、2014年に位置情報装置の使用をめぐる規定が整備された⁷⁴。また、オーストラリアでは、連邦法⁷⁵及び各州の州法⁷⁶で位置情報の追跡に関する規定が設けられている。

我が国においては、2017年10月には準天頂衛星「みちびき」4号機を搭載したH2Aロケット36号機の打ち上げ成功により、日本版GPSサービスを本格運用する前提となる「みちびき」の4基体制が整った。報道によれば、これにより位置情報の誤差は現在の約10メートルから6センチメートル程度にまで小さくなる見通しである⁷⁷。

GPS技術の利用は有用な捜査手段であり、ドイツ、イギリス、アメリカにおいてもGPS捜査の全面禁止といった措置は採られていない。一方で、技術の進展に伴い位置情報の精度が上がることで個人のプライバシー保護の要請が強まることも考えられ、GPS捜査に関する国内外の動向が注目される。

⁷³ Cass. Ch. crim, 22 octobre 2013, pourvoi n°13-81.949, Bull. crim. 2013, n°197.

⁷⁴ 「ジオロケーションに関する2014年3月28日の法律第2014-372号」(LOI n° 2014-372 du 28 mars 2014 relative à la géolocalisation) ジオロケーションの利用は、5年以上の拘禁刑に処すべき重罪の捜査又は予審等の特定の場合に限定され、捜査については大審裁判所検事正の許可により最大15日間、予審については予審判事の許可により最大4か月間の利用が認められる(服部 前掲注(72))。

⁷⁵ Surveillance Devices Act 2004 (No. 152, 2004). 詳細は Attorney-General's Department, *Surveillance Devices Act 2004: Annual Report 2015-16*, 2017. <<https://www.ag.gov.au/NationalSecurity/TelecommunicationsSurveillance/Documents/Surveillance-Devices-Act-2004-Annual-Report-2015-16.pdf>>などを参照。緊急の場合には令状なしのGPS捜査が認められるが、事後に司法の審査を受ける必要がある。またGPS捜査を監督する第三者機関が設けられている(指宿信「GPS捜査を考える 下 審査・事後通知など歯止め必要」『朝日新聞』(三重県全県版)2018.2.13)。

⁷⁶ 例えば、ビクトリア州は Surveillance Devices Act 1999 (No. 21, 1999)が、西オーストラリア州は Surveillance Devices Act 1998 (No. 56, 1998)が、GPS端末を利用した監視について定めている。

⁷⁷ 「みちびき4基体制 打ち上げ成功 日本版GPSの基礎」『日経産業新聞』2017.10.11.